

郡山市緑あふれるまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社（以下「公益財団」という。）が行う緑化推進及び緑の保全を図る事業（以下「緑あふれるまちづくり事業」という。）の円滑な運営を図るため、公益財団に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 補助金の交付対象は、次に掲げる事業に要する経費とし、補助金の額は予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 緑化パンフレット発行、講習会、見学会等市民の緑化意識の高揚を図るための事業
- (2) 新築住宅や出生による記念植樹の希望者、地域緑化活動団体及び公益財団の理事会が必要と認めた場所に緑化木を交付する事業
- (3) 都市緑化月間等定められた時期に苗木を市民に配布し、緑あふれるまちづくりを援助する事業
- (4) 生垣設置者の助成事業
- (5) その他公益財団の理事会が必要と認めた事業

(交付の条件)

第3条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(額の確定)

第6条 市長は、規則第14条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により公益財団に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。